

地域で行われている雪対策を紹介します

町は、町道の除雪を中心に、少しでも皆さんの生活に支障が出ないよう除雪に努めているところですが、個人宅の除雪は個人で行うことが原則となっています。

一方で、近年は高齢化が進み、個人の力だけでは除雪作業ができない人、家族構成・勤務形態により行政等による支援や地域内での助け合いが必要な人が増加しています。

地域で行われている助け合いの取り組み

これまでも隣近所での助け合いや高齢者等の支援など、さまざまな形で地域内の除排雪が行われてきています。地縁血縁の深い農村部だけでなく、近年は団地等での助け合いも増えています。

例1 高齢者宅の除雪

自治会や班・集落単位で、地元有志の除雪ボランティアが、高齢者宅を除雪する地域が増えています。



例2 通学路の除雪

通学路の歩道を、保護者などが除雪している地域があります。個人所有の除雪機を借りて、通学時間に合わせて除雪しています。



町の支援策を検討しています

町は、地域で高齢者宅等の除排雪を行う場合の支援策を検討しています。

今後、自治会長等との意見交換を行い、制度化していきます。

また、他自治体等で行っている地域内の除雪事例の紹介もできます。検討している自治会等をご相談ください。

補助金を活用できます

地域で除雪機などを整備する場合、「コミュニティ助成事業（宝くじ助成金）」などの補助金や助成金を活用できます。ゴミステーションや消火栓周辺の除雪など、地域での除雪作業に活用している地域もあります。詳細は、中央生涯教育センターに問い合せください。



～新たな助け合いの仕組みが必要です～

これまでもさまざまな助け合いの形で地域の雪対策を行ってきましたが、高齢化の進展や人口減少、地域内の関係性の希薄化など、さまざまな理由により地域での助け合いの力が弱まっている可能性があります。

既存の仕組みにとらわれず、地域の中で話し合いを重ねながら、さまざまな可能性を考え、地域と行政が協力していくことが重要になってきます。



スノーバスターズ（町社会福祉協議会）

町民や町内事業所で働く人によるボランティアが、高齢者宅の除雪などを行っています。より多くの方がボランティアとして協力することで、高齢者等の支援を拡大することができます。

詳細は、町社会福祉協議会（☎ 44-6060）に問い合せください。

問い合わせ先

■町道の雪対策（除雪） 都市建設課 雪対策室（内線 2273）

▶ 国道：岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所（☎ 24-2187）

▶ 県道：県南広域振興局 土木部（☎ 22-2881）

■地域で行う雪対策 中央生涯教育センター（☎ 44-3123）

除雪作業にご理解とご協力をお願いします

町は、冬期間における安心・安全で円滑な道路を確保するため、これら4つの重点的な雪対策の取り組みによって町道除雪の改善を目指します。

しかし、除雪機械の台数やそれを操作するオペレーター、時間にも限りがあり、皆さんの要望の全てを町で行うことは困難です。

次の事項に留意していただき、除雪路線以外の除雪については、「自助・共助・公助」のもと、皆さんによる「地域ぐるみ」での除雪にご理解・ご協力をお願いします。

■町で除雪する道路

▼町が管理する道路（※）

■町が除雪できない道路

▼国道、県道（国や県が管理）

▼位置指定道路などの町が管理していない私道

▼幅が4.5m未満の道路、砂利道（※）

▼行き止まりの道路（※）

▼特定の個人のみが利用する道路（※）

▼冬期間に利用されない道路（※）

※町道を含む



皆さんにお願いしたい9つのこと

1 除雪車に近寄らない



除雪車は、道路状況によって右側を走行しながら除雪する場合があります。近寄ると大変危険です。

2 宅地出入り口の除雪にご協力を



除雪車は、車道の雪を道路の両端にかき分けて除雪します。住宅前や道路までの間口、ゴミステーションなどは、各家庭、地域での除雪にご協力ください。

3 物や宅地の雪を道路に出さない



宅地の雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり路面がごぼこりになります。路面を悪化させ大変危険ですのでやめましょう。

4 路上駐車はやめましょう



除雪作業の妨げや事故を誘発するので絶対にやめましょう。また、救急車などの緊急車両が通れなくなります。

5 道路沿いの樹木の伐採等について



道路にはみ出た樹木の伐採や撤去は、土地の所有者が行ってください。

6 スノーポール、砂置き場を設置します

スノーポールは、除雪作業の安全確保に必要です。絶対に取り除かないでください。

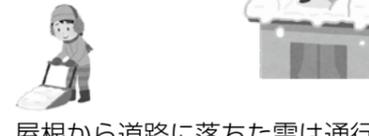
急な坂道などには砂置き場を設置しています。路面凍結時にご利用ください。

7 早めの冬タイヤ・チェーンの装着を



雪道への備えは万全ですか？ まだ大丈夫という気持ちが重大な事故を招きます。

8 屋根の雪は片付けましょう



屋根から道路に落ちた雪は通行の支障になります。屋根の雪止め設置をお願いします。落雪した雪は定期的に片付けましょう。

9 通行は歩行者優先



雪道は特に道路が狭くなります。児童・生徒や高齢者に配慮して通行しましょう。